

明海大学における公的研究費不正防止計画

2015年5月

不正防止計画推進委員会

本学における公的研究費を適正に管理運営し不正使用を防止するため、「明海大学公的研究費管理・運営規程」第12条の規定に基づき、次のとおり不正防止計画を策定する。

1 公的研究費の不正使用防止に向けた管理運営体制の整備

公的研究費の不正使用防止に関する管理運営体制を整備する。また、これらをホームページで公開し、常に学内外に周知する。

2 公的研究費の不正使用防止に関する取組方針

(1) 関係者の意識向上に関する事項

- ① 公的研究費の不正使用については、大学全体、さらには広く研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、研究者等及び事務職員に認識させるための取り組みを行う。
- ② 部局において、研究者等と事務職員の相互理解を促進するための取り組みを行う。

(2) 公的研究費の適切な管理・運営の基礎となる環境に関する事項

- ① 公的研究費の使用ルール等に関しての相談を受け付ける体制を整備する。
- ② 公的研究費の使用ルール等に関して研究者へ周知するとともに、浸透度を深化させるための取り組みを行う。

(3) 不正使用の発生要因の把握に関する事項

- ① 教育研究現場における公的研究費の使用について、研究者等と事務職員の間で、課題点等を共有するための取り組みを行う。
- ② 不正の起こりうる要因や背景等を把握し、公的研究費の不正使用を防止するための取り組みに反映させる。

(4) 不正防止対策に関する事項

- ① 検収業務が適正かつ確実に実施されるための取り組みを行う。
- ② 適正な予算執行を行うため、計画的な早期執行を実現するための取り組みを行う。
- ③ 旅費、謝金、賃金等について、適正に執行していることを検証するための取り組みを行う。

(5) 公的研究費のモニタリングに関する事項

- ① 関係部署が連携し、公的研究費の執行に関するモニタリングを実施する。
- ② モニタリングを通じて、教育研究現場の現状を把握し、不正使用の防止に向けた取り組みを反映する。

3 公的研究費の不正使用防止に関する具体の取り組み

公的研究費の不正使用防止に関する具体の取り組みについては、取り組みを確実に実行するため、各年度における行動計画を策定する。

4 内部監査実施

- (1) 監事及び監査法人と連携し、内部監査を実施する。
- (2) 上記(1)の監査を行った結果を取りまとめ、学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、学長に対して必要な措置を講じるよう求める。

5 不正防止計画の見直し

上記の項目は、公的研究費等の不正使用を防止するため、当面（概ね3年間）取り組むべき事項を掲げたものであり、今後、不正使用防止のための取り組みを推進するとともに、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、現実的で実効性のある取り組みとなるよう不断の見直しを行う。

6 その他

不正防止計画の実施に当たっては、行動計画の進捗管理を行うとともに、当年度毎に取り組み結果を評価し、次年度の行動計画に反映させる。